

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	【告示】 ○ 地域森林計画の変更 【公告】 ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧 ○ 建設業法に基づく行政処分に係る聴聞の期日の変更 【公安委員会】 ○ 運転免許試験実施場所等の指定の一部改正
		担当課（室）	林政課 経営支援課 監理課 運転免許課
		目次	
		担当課（室）	

◎岡山県告示第十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、高梁川下流森林計画区、旭川森林計画区及び吉井川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、当該計画書を岡山県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町村役場において縦覧に供する。

令和四年一月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

〔九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年一月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）ダイレックス津山小原店
所在地 津山市小原一五八番三外
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 ダイレックス株式会社
住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地
代表者の氏名 代表取締役 多田 高志
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 ダイレックス株式会社
住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地
代表者の氏名 代表取締役 多田 高志
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和四年八月二十三日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千二百二十七平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 四十七台
(2) 駐車場の収容台数 十二台
(3) 荷さばき施設の面積 五十平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 九立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
午前九時
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
午後十時
(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十時三十分まで
(4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所
(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前五時から午後十時まで

二 届出年月日

令和三年十二月二十二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年一月十一日から同年五月十一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業文化部商業・交通政策課

令和4年1月11日 岡山県公報 第12360号

〔一〇〕令和三年十二月十七日付けで公告した建設業法（昭和二十四年法律第百号）に基づく行政処分に係る聴聞について、岡山県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成八年岡山県規則第二十一号）第三条第三項の規定により、次のとおり聴聞の期日を変更する。

令和四年一月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 変更前の聴聞の期日

令和三年十二月二十四日（金）午前十時から

二 変更後の聴聞の期日

令和四年一月二十八日（金）午後二時から

◎岡山県公安委員会告示第二号

平成二十八年岡山県公安委員会告示第二十四号（運転免許試験実施場所等の指定）の一部を次のように改正する。
令和四年一月十一日

岡山県公安委員会

本則の表一の項中「倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、都窪郡、浅口郡又は小田郡（以下この項において「特定地域」という。）を「岡山県内」に、「特定地域に住所地を有する者で、倉敷自動車教習所」を「倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、都窪郡、浅口郡又は小田郡（以下この項において「特定地域」という。）に住所地を有する者で、倉敷自動車教習所」に、

三 小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許の運転免許試験（以下「小特等の試験」という。）のうち、適性試験	特定地域に住所地を有する者で、道路交通法第九十七条の二第一項第三号の規定により運転免許試験の一部免除の適用を受けるもの（やむを得ない理由により失効した者については、それを証明する書面を有する者で、その免許が失効した日から起算して六月を経過しないものに限る。）
---	---

を

三 小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許の運転免許試験（以下「小特等の試験」という。）	岡山県内に住所地を有する者
四 小特等の試験のうち、適性試験	特定地域に住所地を有する者で、道路交通法第九十七条の二第一項第三号の規定により運転免許試験の一部免除の適用を受けるもの（やむを得ない理由により失効した者については、それを証明する書面を有する者で、その免許が失効した日から起算して六月を経過しないものに限る。）

に改め、同表二の項中「津山市、新見市、真庭市、美作市、真

庭郡、苫田郡、勝田郡、英田郡又は久米郡（以下この項において「特定地域」という。）を「岡山県内」に、「特定地域に住所地を有する者で、指定自動車教習所」を「津山市、新見市、真庭市、美作市、真庭郡、苫田郡、勝田郡、英田郡又は久米郡（以下この項において「特定地域」という。）に住所地を有する者で、指定自動車教習所」に改め、同表三の項中「岡山県赤磐警察署」の下に「岡山県倉敷警察署」を加える。

附 則

この告示は、令和四年二月一日から施行する。